

**マイナンバーは、一生使うものです。
大切にしてください。**



番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

マイナンバー



Q1 自分のマイナンバーはいつ分かるの？

A 平成27年10月から、住民票を有する国民の皆さん一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。また、マイナンバーは、中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

Q2 マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの？

A 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。

Q3 マイナンバーは自由に使っているの？個人情報の管理は安全なの？

A マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

Q4 詳しい情報はどこで分かるの？

A マイナンバーの最新情報や各種制度概要、法令などは、社会保障・税番号制度（マイナンバー）のホームページに掲載しています。

ご存知ですか？

マイナンバー制度



愛称：
マイナちゃん

マイナンバーって何だろう？

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての国民に1人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に個人の情報を管理し、また複数の機関に存在する同一人の情報を確認するために活用されるものです。

平成27年10月から、住民一人一人に マイナンバーが通知されます。

- 住民票を有する全ての方に、1人一つの番号（12桁）が通知されます。
- 市町村から住民登録されている住所に、マイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と実際の住所が異なっている場合は、実際にお住まいの場所に住民登録をお願いします。

**マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**

マイナンバー制度のお問い合わせは

マイナンバー
0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

平日9時30分～17時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※外国語対応（英語）は**0570-20-0291**におかけください。

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、**050-3816-9405**におかけください。

公平・公正な社会の実現

行政機関が国民の所得状況や行政サービスの受給情報を把握しやすくなるため、不当に負担を免れることや不正に給付を受けることを防止することができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体での複数の業務の連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

申請時に必要な課税証明などの資料の添付を省略できるようになります。

